

区分	Q	A
全般	大臣許可は対象でしょうか。	対象外です。対象となる事業者は広島県知事の建設業許可を受けて建設業を営む者です。
労働環境改善経費	①熱中症対策として、「熱の通りにくいヘルメット購入代」や「スポーツドリンク購入代」も申請対象になりますか。 ②支払、購入品の対象期間は、申請期間と同じでしょうか。	①備品のみが対象で消耗品は対象外です。（Q&A Q24参照） ②助成金の交付申請受付期間（令和7年5月26日～令和7年11月28日）かつ助成金申請日から起算して14日以上経過した日以降に購入のもので、当該年度の1月末日までに支払ができるものが、対象となります。
労働環境改善経費	①女性作業員が現在いませんが、ハローワークで募集中です。 この場合でも、女性専用施設のトイレを設置することは対象となりますか。 ②事務所に水道設備がなく、数メートル先の水道管から水道設備をつけたいのですが、労働環境改善経費の助成対象となりますか。	①現在在籍していなくても、ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っている場合、女性専用のトイレの新設は助成対象です。 ②トイレ改修に伴い、水道を引き込む工事については対象となります。
労働環境改善経費	会社の資材置き場に休憩所としてユニットハウスを設置し、トイレやエアコンを取り付ける予定ですが、助成対象になりますか。	原則、新築・増築に係る経費は対象外ですが、更衣室やトイレ整備のための増築などは、対象となる場合もあります。なお、備品や設備は対象となります。
労働環境改善経費	助成対象経費にある、労働環境改善経費の中で、「その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの」とありますが、マッサージチェア（労働者の疲労軽減、回復に資するもの）は助成対象になりますか。	対象外です。直接業務に関連するもののみが対象です。（Q&A Q25参照）
労働環境改善経費	当社では、建設業向けのクラウド型見積徴収支援システムを提供しており、今後、広島県内の建設事業者様へのご提案を検討しております。 については、以下の費用は助成対象になりますか。 【製品概要】 ・内容：建設業者間の見積徴収業務を効率化 ・標準化するクラウド型業務支援ツール ・想定される導入目的：事務作業の大幅な負担軽減による労働環境の間接的改善、長時間労働の抑制、業務の属人化防止 等 ・主な費用項目：初期導入費・月額利用料・支援サポート費	毎月の利用料等を支払う形態の経費（サブスクリプション、リース、レンタル等）は、助成対象としていません。
労働環境改善経費	業務を改善・効率化するためにパソコンで使用する業務特有のソフトを購入する場合は助成対象になりますか。	ソフトの購入経費については、助成対象です。
労働環境改善経費	現場での床面研磨作業を行う際に作業効率が向上する機械の購入を検討しております。 こういった作業効率や生産性向上に資する機械・機器の購入は対象経費になりますでしょうか？	助成対象です。
労働環境改善経費	①労働環境改善経費は、3種類（女性専用施設等、熱中症対策・防寒備品等、その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの）ありますが、2種類以上申請した場合、先に交付決定を受けた1種類のみが助成金を交付されるということで間違いないでしょうか。 ②この度、社員に通勤・移動等の負担がかからないように効率化するため、交通の便及び車両（トラック、クレーン等）・工具等の保管場所を考慮し、本社機能の一部を別の拠点に集約するため、土地及び建物の購入を予定しておりますが、上記のような土地及び建物の購入は補助金の対象になりますでしょうか。	①一つの申請で申し込まれたものは、一括で審査を行うため、別々に交付決定となることはありません。（2種類以上の場合でも、申請は一つにまとめてください。）なお、交付額は助成対象経費（実費相当額）に助成率2分の1を乗じた額又は上限50万円のいずれか低い額となります。 ②原則、不動産取得（建物の新築・購入、土地取得）は対象外です。
資格取得経費	冬期に除雪作業を請負っていますが、免許保有者に負担が掛かっているため、大型特殊免許を保有していない従業員に免許取得させたいのですが、免許取得費用は助成金の対象になりますか。	原則、対象は建設関係としていますが、除雪・修繕・パトロール等、地域維持事業として建設業者が請け負っている業務は、対象となります。
資格取得経費	1級電気通信工事施工管理技士を受験する場合下記のスケジュールとなります。 1次試験日9/7 合格発表 10/9 2次試験日12/7 合格発表 3/4 2次試験の結果が R8年 3月 4日 なので 1月 末までに結果がわかりません。 助成金の対象外でしょうか	助成金の交付申請受付期間（令和7年5月26日～令和7年11月28日）かつ助成金申請日から起算して14日以上経過した日以降に資格申請等の申し込みを行えるもので、当該年度の1月末日までに資格を取得（複数回に分離して行われる資格試験については、該当回の合格発表）できるものが、対象となります。
資格取得経費	資格取得経費の申請は、どの時点での申請となりますか。 申請書提出後に、対象期間内で資格取得予定のものを申請するのですか。 対象期間内であっても、申請書提出前に資格取得したものは対象外となりますか。	助成金の交付申請受付期間（令和7年5月26日～令和7年11月28日）かつ助成金申請日から起算して14日以上経過した日以降に資格申請等の申し込みを行えるもので、当該年度の1月末日までに資格を取得（複数回に分離して行われる資格試験については、該当回の合格発表）できるものが、対象となります。
資格取得経費	下記内容での資格取得経費（旅費）が対象となるかどうかの確認をお願いします。 ・6月に福岡である登録機械土工基幹技能者の講習会に申込み・講習料払込み済み ・当該講習は例年6月と12月にあり広島での講習は12月のみ ・当該資格については総合評価の加点対象であり、受注促進のため早めの6月の福岡講習に申込済み 上記条件であれば、講習費用は対象外、福岡までの往復旅費及び宿泊費（講習期間は3日）については資格取得経費（旅費）になるとの認識でよろしいでしょうか。	助成金の交付申請受付期間（令和7年5月26日～令和7年11月28日）かつ助成金申請日から起算して14日以上経過した日以降に資格申請等の申し込みを行えるもので、当該年度の1月末日までに資格を取得等にかかる受検や講習会受講等で、これに要する経費（受講料、教材費、旅費等）のみが対象となります。
資格取得経費	①ダンプカーに乗るための準中型免許の解除を行うために自動車学校に行く費用は資格取得経費の対象になるでしょうか。 ②新規に産業廃棄物の収集運搬業の許可申請を行うための講習会費用は資格取得経費の対象になるでしょうか。	①対象となります。 ②建設工事に伴う産業廃棄物収集運搬業務の場合、対象となる場合があります。申請の際に、必要性等を示してください。

※頂いた質問の表現を一部修正しています。